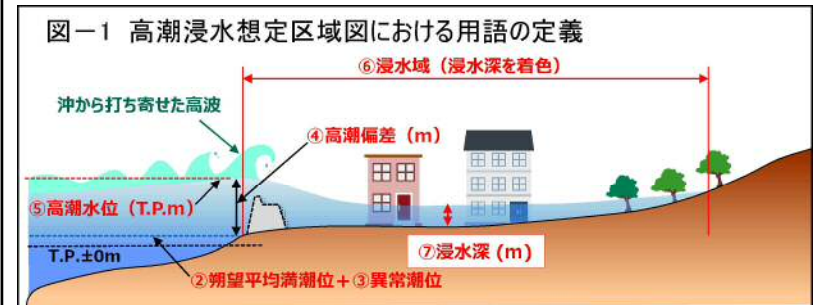


【留意事項】
 高潮浸水想定区域図は、大分県において、水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3の規定により定められた想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、大分県内において浸水が想定される区域（浸水区域）、想定される浸水の深さ（浸水深）、浸水継続時間を表示した図面です。浸水区域や浸水深、浸水継続時間は、高潮による浸水の状況を複数のケースでシミュレーションし、その結果から、各地点で最大となる値を着色して表示しています。なお、浸水深は、地盤の高さを基準としています。高潮浸水想定区域図をご覧になる際は、次の事項にご留意ください。

- 高潮浸水想定区域図の作成にあたっては、最悪の事態を想定し、我が国における既往最大規模の台風を基本とし、各海岸で潮位偏差（潮位と天文潮の差）または高波が卓越する複数の経路を設定して高潮浸水シミュレーションを実施し、最大の浸水深が示されるようにしております。
- 最大クラスの高潮は、現在の科学的知見を基に、過去において実際に発生した台風や高潮から設定したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものではありません。
- 最大クラスの高潮を引き起こす台風として、中心気圧は、我が国で既往最大規模の室戸台風（昭和9年）の900hPaを想定し、移動速度は伊勢湾台風の時速73kmを想定しています。
- 台風の接近・上陸時には、高潮のみならず、降雨も想定されることから、一級及び二級河川においては、想定し得る最大規模の高潮と同時に、河川整備の目標とする降雨による洪水が発生することも想定しています。想定し得る最大規模の高潮と想定し得る最大規模の降雨による洪水が同時に発生することは、それぞれの発生する確率が極めて低いことから、想定していません。
- 海岸保全施設や河川管理施設である堤防等は、最悪の事態を想定し、潮位（水位）や波が一定の条件に達した段階で決壊するものとして扱っています。
 - ・決壊後は、周辺地盤の高さと同様の地形として扱っています。
 - ・地震による海岸保全施設等の沈下や破損などは想定していません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地盤の凹凸や建築物の影響のほか、前提とした各種条件を超える事象により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 排水施設（ポンプ場）が浸水した場合、機器の水没により排水機能が停止することを考慮しています。側溝・下水道や排水路だけでは、降った雨を排水することができず、浸水が発生する内水氾濫は考慮していません。
- 地形図は、主に令和元年度までに作成されたデータを使用しており、現在の地形と異なる場合もあります。
- 地下につながっている階段、エレベーター、換気口等が、浸水区域に存在する場合、地下空間が浸水する恐れがあります。それを通じて浸水が広がることは考慮していません。
- 高潮浸水シミュレーションは、計算規模や解析精度等の制約から、予測結果には誤差が存在するほか、再現できない現象もあります。現在の科学的知見に基づき、既往最大規模の台風をもとに想定し得る最大規模の高潮を推定していますが、実際には、これよりも大きな高潮が発生する可能性もあります。また、台風接近時の潮位等、計算の前提条件と異なる要因がある場合、浸水する区域や浸水の深さ、浸水継続時間が異なる可能性があります。なお、気候変動による海面上昇については見込んでいません。
- 地盤高が期望平均満潮位より低い地域については、堤防等が被災を受けた場合、高潮が収束した後でも、日々の干満によって、浸水が発生する可能性があります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

【用語の解説】

- ①高潮：台風等の気象じょう乱により発生する潮位の上昇現象。台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」と言います。
- ②期望平均満潮位：朔（新月）および望（満月）の日から前2日後4日以内に観測された、各月の最高満潮面を1年以上にわたって平均した高さです。
- ③異常潮位：高潮や津波とは異なる要因で潮位が1週間から3か月程度継続して高く、もしくは低くなる現象です。
- ④高潮偏差：天体の動きから算出した天文潮（推算潮位）と、気象等の影響を受けた実際の潮位との差（ずれ）を潮位偏差と言います。その潮位偏差のうち、台風等の気象じょう乱が原因であるものを特に「高潮偏差」と言います。
- ⑤高潮水位：台風来襲時に想定される海面の高さをT.P.基準※で示したものを指します。※T.P.基準とは、高さ（標高）を表す基準として一般的に用いられるものであり、東京湾の平均水面（潮の満ち引きがないと仮定した海面）をT.P.0mとしています。
- ⑥浸水域：高潮や高波に伴う越波・越流によって浸水が想定される範囲です。
- ⑦浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地盤面から水面までの高さです。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 60」